



- エアポートリムジン
- ラッピングバス2024



エアポートリムジン／ラッピングバス 広告概要

東京の玄関である羽田空港と成田空港～都内主要ターミナル及び主要ホテルを結ぶシャトルバスです。

国内外の出張ビジネスマンや旅慣れた日本人旅行者、そして現在ではインバウンドに多く利用される交通手段です。



現在、東京空港交通所有のバスは東京都登録約230台、千葉県登録約80台の計約310台余を数えますが

その中で広告掲出可能な車両は貸切対応・予備車両・整備予定の車両を除く東京都登録30台、千葉県登録10台の計40台となります。

バス路線は予約状況を見ながら【東京駅～羽田空港】【羽田空港～新宿エリア】

【成田空港～TCAT】【赤坂エリア～成田空港】と細かい路線を組み合わせる前日に編成します。

高速道路の走行同様に空港や都心ターミナル、

各主要ホテル周辺での滞留時間が長く、乗客や施設利用者に訴求する媒体です。

また広告のない空港バス乗場やホテルのエントランス付近では、高さのある大きな広告面が

プレステージ性のあふれた強いインパクトを与えます。



エアポートリムジン／ラッピングバス 掲出実績

首都高速道路



ターボテクノサービス



プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン



なごみの米屋



商船三井フェリー



エアポートリムジン／ラッピングバス 保有台数・輸送実績

エアポートリムジンの保有台数（ラッピング可能車両台数）、路線数および輸送実績です。

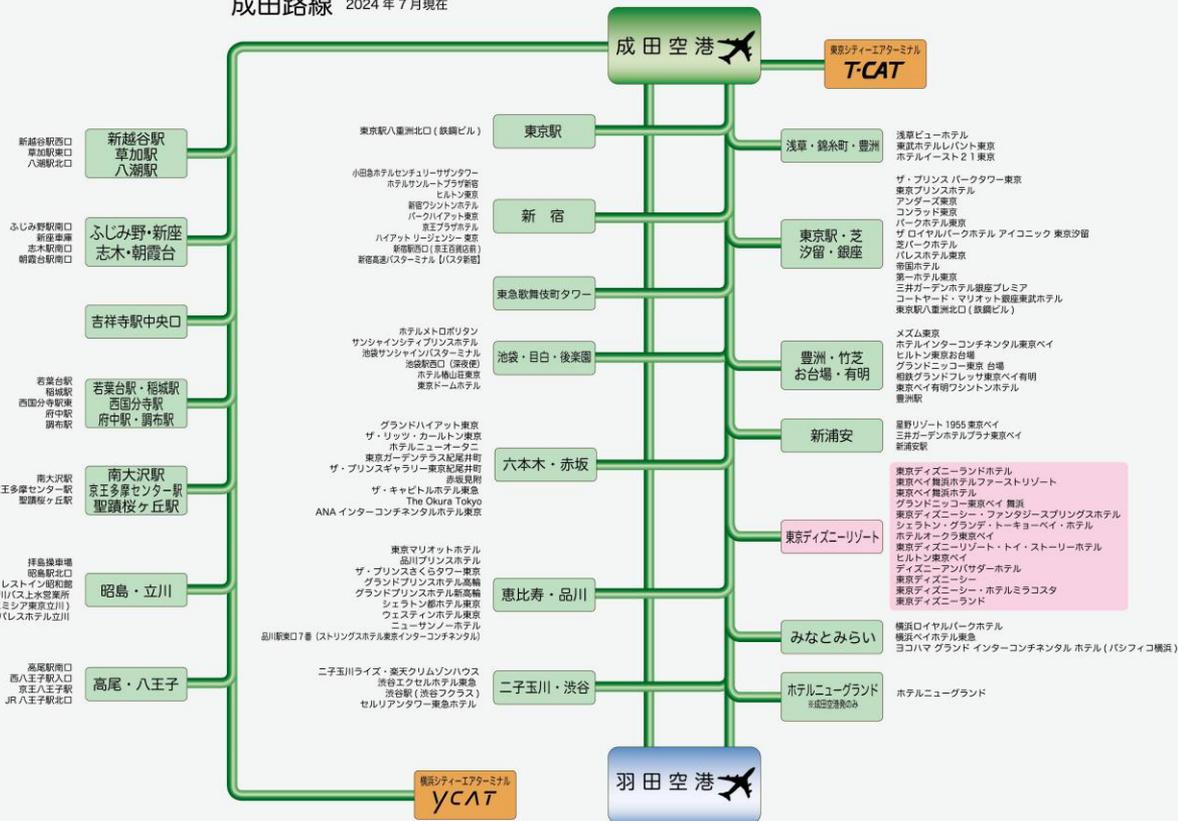
東京車両（箱崎、羽田、羽田空港）、千葉車両（成田）とも相互に成田空港及び羽田空港間を主要ホテル・ターミナル経由で結びます。

東京車両（箱崎の一部）には羽田空港専用車両もございます。

【保有台数】 (2024年4月1日現在)	東京車両	235台	
	千葉車両	80台	
【ラッピングバス掲出可能台数】 (2024年4月1日現在)	東京車両	30台	箱崎運行事業所、羽田運行事業所、羽田空港運行事業所
	千葉車両	10台	成田運行事業所
【運行便数】 (2024年4月1日現在)	羽田線 (共同運行含む)	1105便	※共同運行含むは、他社バス運行分との合計
	成田線 (共同運行含む)	358便	
	羽田線 (エアポートリムジンのみ)	580便	※エアポートリムジンのみは、東京空港交通が担当している便数
	成田線 (エアポートリムジンのみ)	294便	
【輸送実績】 (2023年度実績)	運行回数	300,000回	
	輸送人員	6,749,000人	
	乗車密度	22.5人	

エアポートリムジン／ラッピングバス 運行路線図「成田路線」

成田路線 2024年7月現在

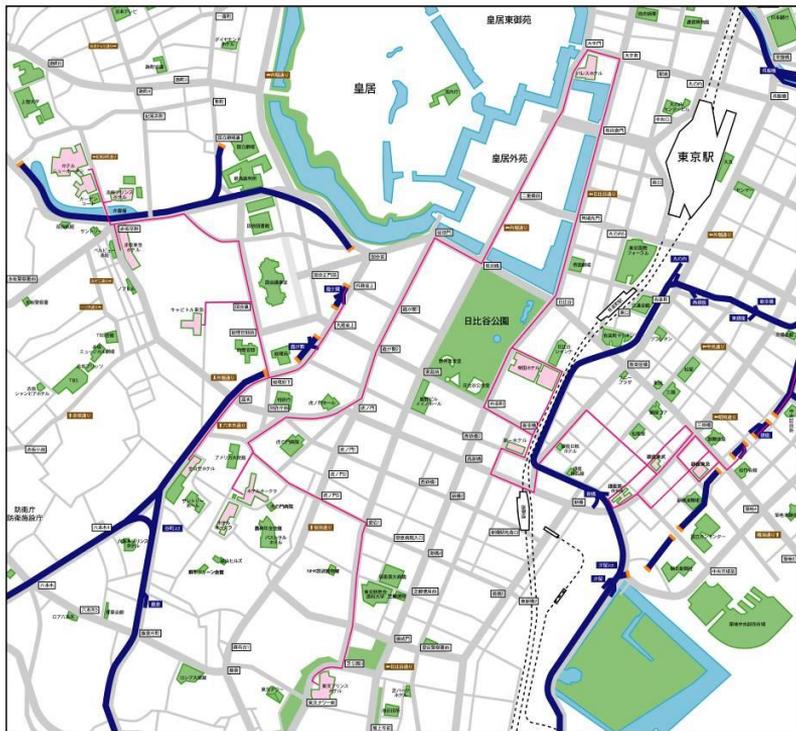


※東京ディズニーリゾートにはラッピング車両は運行しません。

エアポートリムジン／ラッピングバス 都内運行エリア(例)

下記は都内エリアでの運行ルート（例）です。地区の主要ホテルとターミナルに設置された停留所を回ります。

エアポートリムジン 成田 - 銀座地区 走行例
成田 - 赤坂地区



エアポートリムジン成田 - 新宿地区 走行例



※  が運行ルートです。
※道路状況によって、迂回する場合があります。



《東京駅八重洲口乗降風景》

エアポートリムジン／ラッピングバス 広告掲出料金



※ フラッピング 掲出イメージ

- ※ 仮予約不可、決定優先となります。また1クライアント10台迄となります。
- ※ 東京空港交通によるクライアント・デザイン審査、東京屋外広告協会もしくは千葉県バス協会によるデザイン審査があります。
- ※ 製作施工費にはシート製作、取付、撤去費用が含まれます。完全データ支給、1意匠校正2回迄となります。（複数意匠は別途御見積）
- ※ 掲出期間が3年経過しましたら、シートの貼替を御願致します。

【フルラッピング 広告掲出面】車体表面積の約1/3を広告面とします



- ※ 水色部分が広告表示面になります。
- ※ 側面・後部はセットです。寸法は車両型式により若干異なります。
- ※ 複数台お申込み頂いた場合は、車両により型式が異なる場合がございます。
- ※ 側面頭部にAirport Limousineのロゴが入ります。

【広告料金】（税別）

	掲出期間	金額
媒体費	1ヶ月	¥
	6ヶ月	¥
	12ヶ月	¥
	掲出期間	金額
製作施工費	1台	¥
	5台	¥
	10台	¥

審査・申請

東京車両

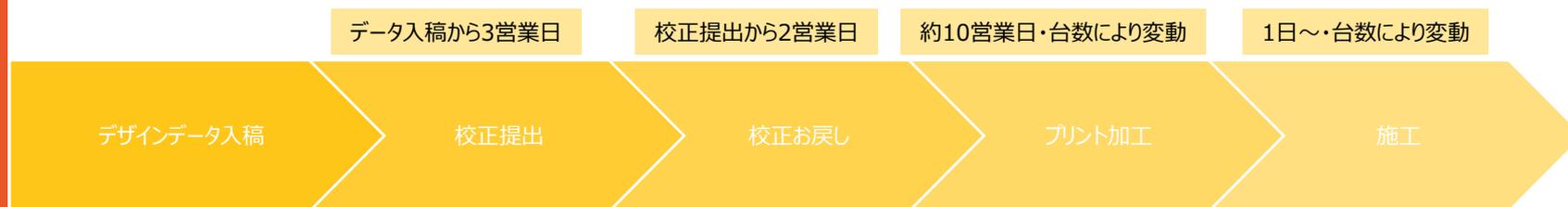
or

千葉車両



製作・施工

東京・千葉車両



- 暫定フローになりますので、ご発注後にスケジュールを提出させていただきます。
- デザイン審査の結果によっては、日数が長くなる場合がございます。
- 東京空港交通、東京都屋外広告物協会、千葉県バス協会の審査提出後にデザイン変更はできません。
- 東京・千葉車両の配車状況で施工日の変更等が発生する場合がございます。
- 千葉県バス協会の審査は、毎月1回の月末締切になります。(東京都屋外広告物協会の審査は随時)

● 広告デザイン作成・審査

・デザイン作成にあたっては東京都両方は「東京都屋外広告物条例（車体両広告自主審査基準）」、千葉車両は「千葉県屋外広告物条例」に適合し、「東京空港交通車体広告委員会」および「東京屋外広告協会」もしくは「千葉県バス協会」において承認を受けていただく必要があります。

- ・ラッピングバス広告は色彩、意匠その他デザインが下記に該当するものはお受け致しかねます。
 1. 運転手の誤解を招くような広告（自動車の方向指示器等と紛らわしいもの、信号機や道路標識の効果を妨げるもの）
 2. 運転手の注意力が散漫となる広告（デザイン構成がストーリー性のある四コマ漫画等、文字表記が縦書き、リアの文字表記が多い（4行まで）または絵柄や文字が過密、リアに電話番号やホームページアドレス、検索窓等）
* 文字は大きすぎ・小さすぎ（A3用紙デザインで2mm以上）に注意、特にリアは読ませるものは注意
 3. ラッピング面の下地または過半に赤、黄、黒、金銀または夜間運行にふさわしくない暗い色
尚、ラッピング広告における宅地建物取引業法による免許証番号、旅行業の都道府県知事または観光庁長官の登録番号、金融商品取引業者の登録番号等の表記は、運転手や歩行者の安全を最優先とするため必須と致しません。

※ 東京空港交通の車体広告委員会および常務会承諾後のデザイン変更はお控え願います。再審査が必要となります。

● 規制業種

エアポートリムジンのイメージ確保の観点から次のような広告は見合わせていただいております。

1. エアポートリムジンまたは乗入先（ホテル等）のブランドイメージを傷つける恐れのあるもの（酒・煙草・消費者金融等の業種や意匠によります）
2. 品位・品格の無いもの
3. 外国語表記のみのもの
4. エアポートリムジンおよび乗入先（ホテル等）の事業内容と競合するもの
5. 公序良俗に反するもの